ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

参考配布

令和７年５月 20 日

【照会先】
職業安定局 需給調整事業課
課長　中嶋　章浩
主任中央需給調整事業指導官　近藤　麻生子
副主任中央需給調整事業指導官　河村　智
（代表電話）03(5253)1111（内線 5335, 5324）
（直通電話）03(3502)5227

# 労働者派遣法違反に係る告発について

標記について、栃木労働局から別添のとおり告発の実施に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。

なお、別添は、栃木労働局が配布した資料です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare 栃木労働局 Press Release

令和７年５月 20 日
栃木労働局職業安定部需給調整事業室
室　　長　　川村　繁子
需給調整指導官　　佐藤　晴香
（電話）０２８（６１０）３５５６

# 無許可で労働者派遣事業を行った疑いで刑事告発

栃木労働局（局長　川口　秀人）は、令和６年３月 19 日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）違反の疑いで、刑事訴訟法第 239 条第２項の規定に基づき、栃木県宇都宮東警察署に告発した。

なお、告発後、捜査への影響を考慮し公表を差し控えていたが、本日公表するものである。

第１　被告発人

（１）有限会社ＢＲＯＫＥＲ　ＥＮＴＥＲＰＲＩＳＥ
（所在地　栃木県宇都宮市御幸本町 4733 番地 12）

（２）同社　代表取締役

第２　罪名及び罰条

労働者派遣法第５条第１項違反（無許可の労働者派遣）
同法第 59 条第２号（罰則）
同法第 62 条（両罰規定）

第３　告発の事実

被告発人は、令和３年３月 16 日から令和４年９月 15 日までの間、労働者派遣法第５条第１項に規定する厚生労働大臣の許可を受けることなく、自己の雇用する労働者 80 名を他社の指揮命令の下で労働に従事させる労働者派遣事業を行った疑いがある。

《参照条文》

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）〔抄〕

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　労働者派遣　自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。

二　派遣労働者　事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣の対象となるものをいう。

三　労働者派遣事業　労働者派遣を業として行うことをいう。

四　（省略）

第五条　労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

２～５　（省略）

第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一　（省略）

二　第五条第一項の許可を受けないで労働者派遣事業を行つた者

三～四　（省略）

第六十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。